

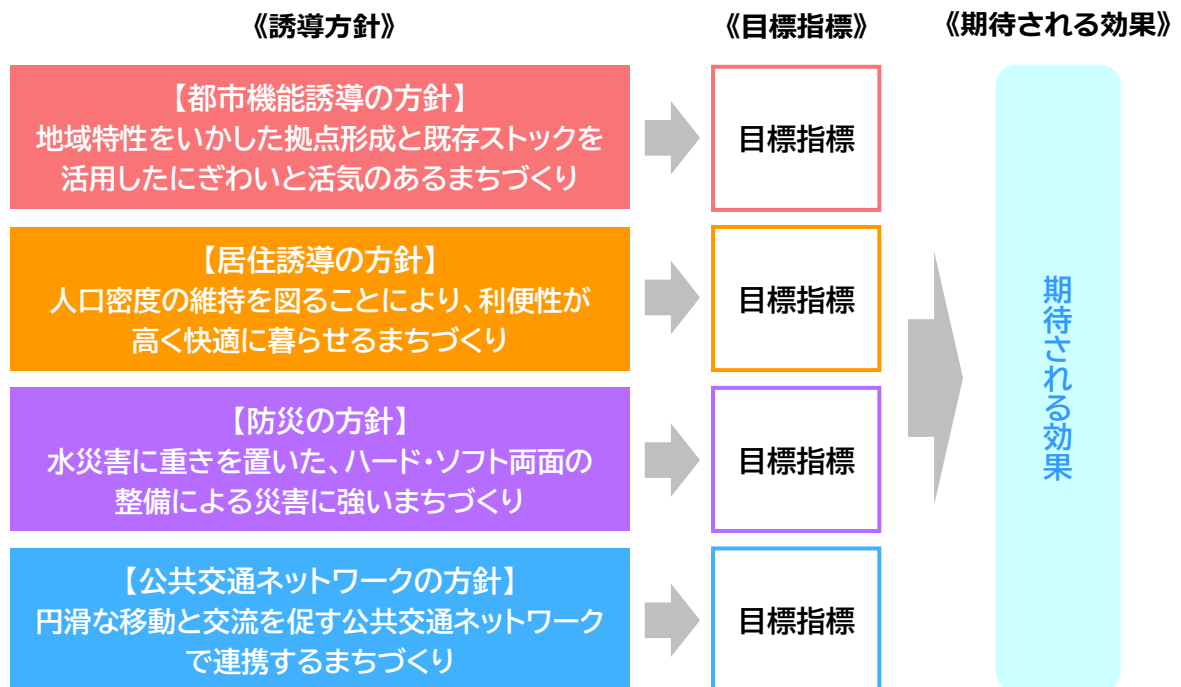
1. 目標指標の設定

都市の骨格構造と誘導施策の効果を定量的に評価するための評価指標を設定し、その現況値及び目標値の考え方を整理します。

(1) 目標指標の基本的な考え方

目標指標は、本計画の方針に基づく施策の効果を定量的に確認できることが必要です。

そのため、4つの誘導方針に対応した目標指標及び目標値を設定し、目標を達成することによって期待される効果を以下のとおり設定します。



(2) 目標指標の設定

① 都市機能誘導に関する目標指標

指標	地区	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 26 年度)
誘導施設の 充足率	中心拠点 (中心市街地)	*89.5% (17/19)	100%
	地域拠点 (行田駅周辺)	46.7% (7/15)	100%
	生活拠点 (東行田駅周辺)	81.3% (13/16)	100%

【指標の説明】

- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設の誘導又は維持が適切に行われているかを確認するため、指標を設定する。

【目標値の説明】

- ・誘導施設のうち、既に立地している施設は維持し、立地が必要な施設を誘導する。誘導施設に設定した都市機能全てが充足されることを目標とする。

※中心拠点では、誘導施設は 19 施設設定しており、令和 6 年度時点で 17 施設立地している。

$$17 \text{ 施設} \div 19 \text{ 施設} = 89.5\%$$

② 居住誘導に関する目標指標

指標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 26 年度)
居住誘導区域内の人口密度の低下抑制	45.1 人/ha	40.0 人/ha

【指標の説明】

- ・居住誘導と都市機能の誘導・充実により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているかを確認するため、指標を設定する。

【目標値の説明】

- ・都市計画法施行令第 2 条第 3 号における「中心の市街地を形成している区域」の基準として都市計画運用指針（国土交通省作成）で示されている「人口密度がヘクタール当たり 40 人を超える市街地の連担している区域」を維持するため、目標値を 40.0 人/ha とする。

※現状値

$$\text{令和 2 年度国勢調査時点における居住誘導区域内の人口 (36,955.21 人)} \div \text{居住誘導区域 (820.0ha)} = 45.06 \rightarrow 45.1 \text{ 人/ha}$$

③防災に関する目標指標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和26年度)
災害時応援協定の締結数	104件	132件

【指標の説明】

- ・地震、水災害など様々な災害時における人的・物的支援などの応援協定を充実させることで、災害対応力の強化を図る。
- ・地域防災計画における災害時応援協定を公共及び民間事業者と締結した件数を確認するため、指標を設定する。

【目標値の説明】

- ・物資の安定供給、救助資器材の用意及び避難先の確保などに資する応援体制を強化するため、特に食料品製造業、卸売業、小売業、運送業、物品賃貸業、宿泊業及び社会福祉・介護事業の民間事業者との災害時応援協定の締結を進める。

④公共交通ネットワークに関する目標指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和26年度)
市内の公共交通に満足している市民の割合	11.2%	50.0%以上

【指標の説明】

- ・各拠点と地域をつなぎ、公共交通の利便性の向上を図ることにより、公共交通に対する市民の満足度が向上していることを確認するため、指標を設定する。

【目標値の説明】

- ・行田市民意識調査において、「道路・交通の満足度」のうち、「バスの便と路線網」について、「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合。
- ・利用しやすい公共交通ネットワークを形成することにより、市民の二人に一人以上が満足している状態を目標とする。

⑤目標達成により期待される効果

都市機能誘導、居住誘導、防災及び公共交通ネットワークに関する各目標指標が達成されたことにより期待される効果について、目標指標及び目標値を以下のとおり設定する。

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 26 年度)
住みやすい又はふつうと感じている市民の割合（居住誘導区域内の市民）	80.1%	現状値以上

【指標の説明】

- ・行田市駅等の各拠点に誘導施設が集積し、各拠点にアクセス可能な公共交通が充実することで、住みやすさに対する満足度が上昇又は維持することを確認するため、指標を設定する。
- ・行田市総合振興計画に関する市民意識調査において、「行田の住みやすさについて、どのように感じていますか」について、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」、「ふつう」と回答した居住誘導区域内（忍地区、行田地区、佐間地区、持田地区、星河地区、長野地区、太井地区）の市民の割合。

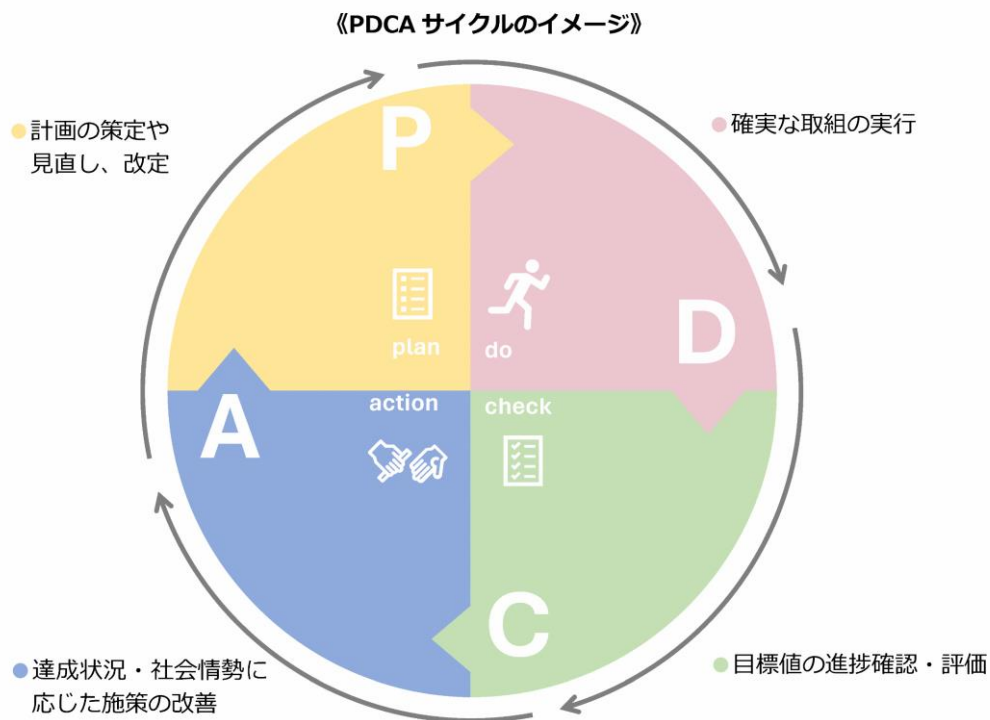
2. 計画の進捗管理

本計画の計画期間内（令和6年度（2024年度）からおおむね20年間）においては、施策の進捗状況、国の経済情勢、法制度の改正、国・県の施策の見直し、上位関連計画の見直しなど様々な変化が想定されます。

そこで、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を行い、おおむね20年後の目標年次に向けて継続的な取組を行っていきます。

進行管理に当たっては、おおむね5年ごとに目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況の評価・検証を行い、かつ社会情勢・上位関連計画等の改定を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。

また、近年多発する豪雨災害等を受け、各種災害ハザードの随時更新が見込まれることから、状況に応じて本計画を見直す必要があります。



3. 届出制度

(1) 届出制度について

- ・都市再生特別措置法第 88 条又は、第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外において以下の開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられます。
- ・届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うものです。
- ・また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。更に、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の 30 日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

(2) 居住誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第 88 条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	<p>◆ <u>3 戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為を行おうとする場合</p> <p>(例) 3 戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>届出 必要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>届出 必要</p> </div> </div>
	<p>◆ <u>1 戸又は 2 戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、<u>1,000 m²以上の規模</u>の開発行為を行おうとする場合</p> <p>(例) 1,300 m²、1 戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>届出 必要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>届出 不要</p> </div> </div>
建築等行為	<p>◆ <u>3 戸以上の住宅を新築</u>しようとする場合</p> <p>(例) 3 戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>届出 必要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>届出 必要</p> </div> </div>
	<p>◆ <u>建築物を改築、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅</u>とする場合</p> <p>(例) 1 戸の建築行為</p> <div style="text-align: center;">  <p>届出 不要</p> </div>

【勧告】：届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときには、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(3) 都市機能誘導区域外における届出・勧告（都市再生特別措置法第 108 条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出のイメージ（誘導施設である病院を設置する場合）】



【勧告】：届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時は、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(4) 都市計画誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告（都市再生特別措置法第 108 条の 2）

【届出の対象となる行為】

◆都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

【届出のイメージ（誘導施設である病院を休止又は廃止する場合）】



【助言・勧告】：新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められるときは、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言又は勧告を行う場合があります。